

記載例 1

別表5 第1号様式 (第6条関係)

神奈川県V2H充給電設備導入費補助金交付申請書

書類の作成日を記入

神奈川県知事 殿

現住所を記入

令和4年5月6日

申請者 郵便番号 〒231-8588
住所 横浜市中区〇〇1-2-3

[法人等の場合は所在地]

フリガナ カガリ ケン
氏名 神奈川 健

フリガナも必ず記載

[法人等の場合は名称及び代表者の職・氏名]

(個人にあつては下記の生年月日・性別を記載)

生年月日 T・S・H 55年5月5日生
性別 (男) ・ 女

新たにV2H充給電設備を導入し、住宅等において太陽光発電システムで発電した電力をEV等の蓄電池に貯めて効果的に利用するため、神奈川県V2H充給電設備導入費補助金の交付を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

なお、6の誓約事項について相違ないことを誓約するとともに、暴力団又は暴力団員でないことを確認するため、本様式及び役員等氏名一覧表(第1号様式別紙2)に記載した情報を神奈川県警察本部に照会することについて異議ありません。

また、補助事業で設置する設備の使用等に関するアンケート調査が実施される場合は、協力するとともに、地域で災害等が発生した場合、避難所等において、EV等による給電活動に可能な範囲で努めます。

1 補助金交付申請額

神奈川県V2H充給電設備導入費補助金事業計画書(別表5 第1号様式別紙1)の3に記載の額

2 V2H充給電設備等導入状況(該当する□に「✓」を記載)

導入の状況をそれぞれチェック

V2H充給電設備	EV又はPHV	太陽光発電システム
<input checked="" type="checkbox"/> 新規	<input checked="" type="checkbox"/> 新規 <input type="checkbox"/> 導入済み <input type="checkbox"/> 中古車を導入(導入済み扱い)	<input checked="" type="checkbox"/> 新規 <input type="checkbox"/> 導入済み

3 補助事業の着手予定日と完了予定日

○ 着手予定日について、建売住宅等の引渡しを受けV2H充給電設備を取得する場合は、当該住宅等の引渡し日、その他の場合は、V2H充給電設備の設置工事の着工日を記載してください。

○ 完了予定日について、次の事項のうち、最も遅いものの予定日を記載してください。

(1) V2H充給電設備の設置又はV2H充給電設備が設置された住宅等の引渡しのあった日

(2) V2H充給電設備若しくはV2H充給電設備が設置された住宅等の代金の支払が完了した日又は支払った額を除いた残りの金額の支払が担保された契約手続が完了した日

(3) EV又はPHVを新たに導入する場合は車両の登録のあった日

(4) 太陽光発電システムを新たに導入する場合は太陽光発電システムの設置工事が完了した日

着手予定日の1.5か月以上前に申請書を提出してください。

着手予定日	完了予定日
年 月 日	年 月 日

4 申請者の連絡先

TEL : 045-210-4133	
電子メールアドレス : ○○○○○○@×××co.jp	
部署名・役職名※	担当者名※

※ 申請者が個人の場合は、部署名等及び担当者名の記載は不要です。

契約や工事の内容等について問合せをします。確実に対応できる担当者の連絡先を記入してください。(既に導入済みの設備は記入不要です。)

5 導入する設備の販売・設置・施工予定事業者の連絡先※

※ 新規に導入する設備の販売・設置・施工予定事業者を確認することがあります。

(V2H充給電設備)

事業者名 : ○○ハウス株式会社△△支店			
TEL : 0123-45-6789	電子メールアドレス : ○○○○○○@×××co.jp		
部署名・役職名	設計	担当者名	電気 太郎

(EV又はPHV)

事業者名 : ○○自動車△△支店			
TEL : 2345-67-8901	電子メールアドレス : ○○○○○○@×××co.jp		
部署名・役職名	営業	担当者名	井伊 武威

(太陽光発電システム)

事業者名 : ××ハウス株式会社▽▽支店			
TEL : 4567-89-0123	電子メールアドレス : ○○○○○○@×××co.jp		
部署名・役職名	設計	担当者名	太陽 花子

6 誓約事項

次の事項について相違ないことを誓約します。

- (1) 過去2年以内に銀行取引停止処分を受けていないこと。
- (2) 過去6か月以内に不渡手形又は不渡小切手を出していないこと。
- (3) 次の申立てがなされていないこと。
 - ア 破産法(平成16年法律第75号)第18条又は第19条に基づく破産手続開始の申立て
 - イ 会社更生法(平成14年法律第154号)第17条に基づく更生手続開始の申立て
 - ウ 民事再生法(平成11年法律第225号)第21条に基づく再生手続開始の申立て
- (4) 債務不履行により、所有する資産に対し、仮差押命令、差押命令、保全差押又は競売開始決定がなされていないこと。
- (5) 補助事業を円滑に遂行できる安定的かつ健全な財政能力を有すること(債務超過の状況にないこと。)
- (6) 県税その他の租税を滞納していないこと。
- (7) 神奈川県が措置する指名停止期間中の者でないこと。
- (8) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当する者でないこと。
- (9) 提出した申請書の記載内容に軽微な誤りがあった場合には、事実に基づき、申請者の不利益にならない範囲において訂正される可能性があることについて同意すること。